島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後

島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱

１～３．(12)　〔略〕
(13) 小児救命救急センター設備整備事業
「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する小児救命救急センター設備整備事業

４．　〔略〕

（交付額の算定方法）
５．この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、別表１の第１欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
（１）交付対象事業のうち、３の（１）及び（３）から（13）に掲げる事業
ア　別表１の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
イ　アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。
（２）　〔略〕

別表１

１事業区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率
（１）～（12）〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(13) 小児救命救急センター設備整備事業	ドクターカー	１か所当たり 32,039千円	ドクターカーの購入費及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	３分の２

６．　〔略〕

別表２

１　事業名	２　下限額
（１）～（９）、(11)〔略〕	〔略〕
(13) 小児救命救急センター設備整備事業	１品につき　１００千円

（交付の条件）
７．（１）～（８）　〔略〕
（９）間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、か

改正前

島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱

１～３．(12)　〔略〕
〔新設〕

４．　〔略〕

（交付額の算定方法）
５．この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、別表１の第１欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
（１）交付対象事業のうち、３の（１）及び（３）から（12）に掲げる事業
ア　別表１の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
イ　アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。
（２）　〔略〕

別表１

１事業区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率
（１）～（12）〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕

６．　〔略〕

別表２　〔略〕

１　事業名	２　下限額
（１）～（９）、(11)〔略〕	〔略〕
〔新設〕	〔新設〕

（交付の条件）
７．（１）～（８）　〔略〕
（９）間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、か

つ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。	つ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
（10）～（12）エ　〔略〕	（10）～（12）エ　〔略〕
オ　間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙５に準じた様式による調書を作成し、これを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。	オ　間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙５に準じた様式による調書を作成し、これを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
（13）～（16）　〔略〕	（13）～（16）　〔略〕
８～12.　〔略〕	８～12.　〔略〕
（県内中小企業への配慮） 13. この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。	〔新設〕
（その他） 14. 特別の事情により５、８、９及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。	（その他） 13. 特別の事情により５、８、９及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
附則（平成１９年９月２８日医第６４９号） ～（令和７年１１月１２日医第１０６８号）　〔略〕	附則（平成１９年９月２８日医第６４９号） ～（令和７年１１月１２日医第１０６８号）　〔略〕
附則（令和８年１１月２日医第１０２０号） １．この要綱は、令和８年４月１日から適用する。 ２．令和７年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。	〔新設〕
別紙１～別紙５　〔略〕	別紙１～別紙５　〔略〕